

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 20日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都府亀岡市大井町小金岐4丁目24

氏 名 パナソニック デバイスコンポーネント株式会社

代表取締役 川端 稔

電話番号 (0771) -24-6321(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	パナソニック デバイスコンポーネント株式会社
事業場の所在地	京都府亀岡市大井町小金岐4丁目24番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	その他の電子部品製造業 【2899】
②事業の規模	年間販売高 88億円
③従業員数	511人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙—1 参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

パナソニックデバイスコンポーネント株式会社

モノづくり革新部 ——— 生産技術課 施設技術係
部門責任者 係長

公害防止担当
係員 3名

- 特別管理産業廃棄物・保管管理業務
- 特別管理産業廃棄物・引渡管理業務
- マニフェスト発行・管理
- 産廃処理委託業者・契約管理業務

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ（有害）	
	排 出 量	4 1 . 7 8 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ シアン化合物定量補充装置の設置による使用量の削減 2023年3月末にてシアン化合物使用めつき設備の77%実施済み。		
② 計画	【目標】（令和 7年度）		
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ（有害）	
	排 出 量	4 5 . 3 7 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 新規設備導入時には、シアン化合物定量補充装置を設置する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 排出部署により排出廃棄物の名称、種類、重量、含有物質、排出日、排出部署、排出者名を記入した引渡し伝票と共に廃棄物を環境・施設技術課が引取り、同時に上記記入されたタックシールを環境・施設技術課の受付印を押印し、排出物に貼り付け、種類毎に分別区分した倉庫で保管する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－2のとおり	
	全処理委託量	別紙－2のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙－2のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙－2のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・処理委託業者への現地立入調査及び優良認定への推奨。再生利用を行う業者を優先して採用する。		

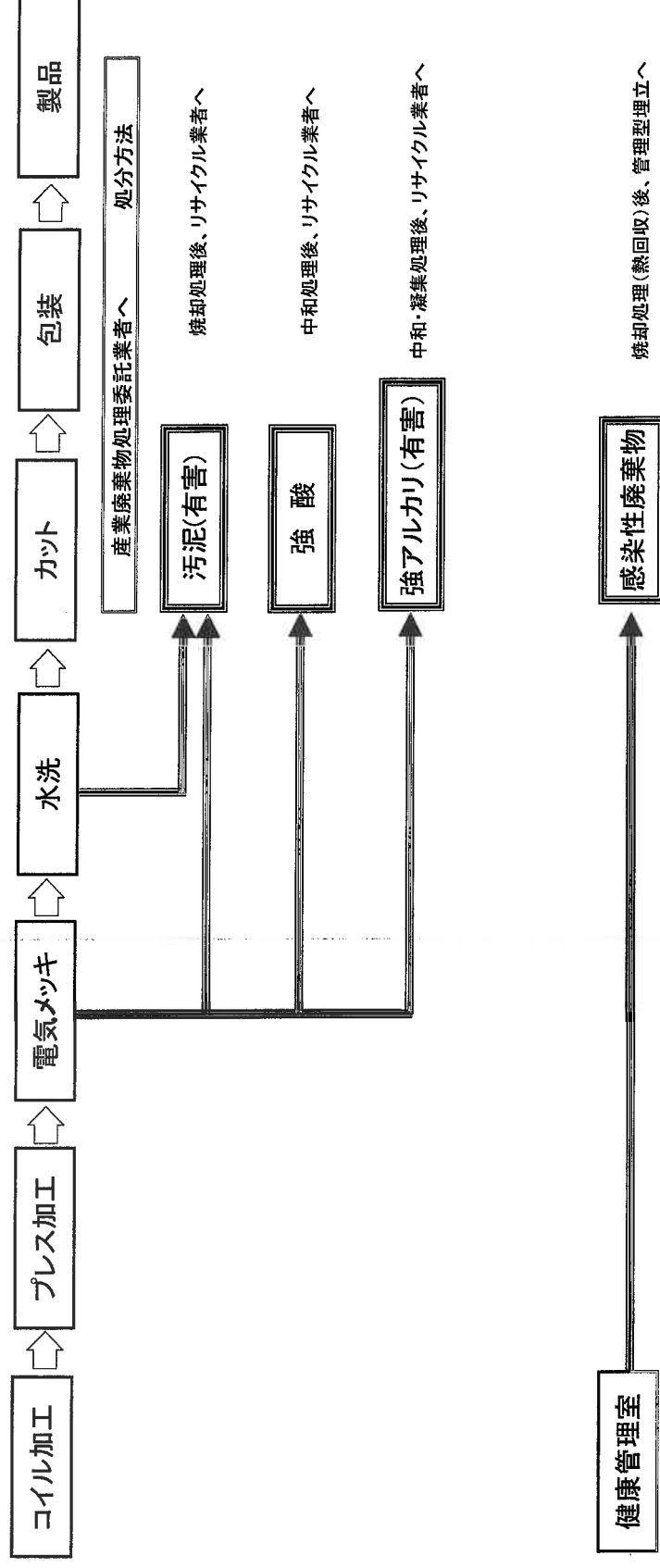
(第5面)

② 計画	【目標】（令和 6 年度）		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙－３のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙－３のとおり	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙－３のとおり	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙－３のとおり	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・新規処理委託業者選定は、再生利用を積極的に行い、優良認定取得 および電子マニフェスト運用を優先項目とする。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	80.539 t	
	(今後実施する予定の取組等) 既に全ての廃棄物にて電子マニフェストを運用。新規の処理委託業者 との契約時には電子マニフェスト運用を原則とする。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【特別管理産業廃棄物発生・処理フロー】



産業廃棄物
特別管理産業廃棄物

別紙-2: 令和6年度_実績

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	令和6年度計画 (t/年)	実績値										(内 訳)		
		産業廃棄物・特別管理産業廃棄物発生量 (t/年) ①	自己直接再生利用料 (t/年) ②	自己直接埋立処分又は海洋投入量 (t/年) ③	自己中間処理量 (t/年) ④	自己中間処理残さ量 (t/年) ⑤	自己中間処理後、再生利用量 (t/年) ⑥	自己中間処理後、再生利用量 (t/年) ⑦	自己中間処理後、再生利用量 (t/年) ⑧	自己中間処理後、再生利用量 (t/年) ⑨	委託処分量 (t/年) ⑩	⑩のうち優良認定業者への委託処分量 (t/年) ⑪	再生利用業者への委託処分量 (t/年) ⑫	⑬以外の熱回収業者への委託処分量 (t/年) ⑭
① 強アルカリ(有害)	66.000	41.780	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	41.780	41.780	41.780	0.000
② 強酸	69.000	37.614	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	37.614	37.614	37.614	0.000
③ 汚泥(有害)	1.900	1.106	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.106	1.106	1.106	0.000
④ 感染性廃棄物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
⑤ 引火性廃油	0.000	0.039	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.039	0.039	0.039	0.000
合 計	136.900	80.539	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	80.539	80.539	80.539	0.000

【排出量の増加理由】

引火性廃油・生産終了製品の品質検査用試薬の廃棄

産 業 廃 棄 物
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物

別紙-3: 令和7年度_計画

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類		令和6年度実績 (t/年)	計 画 値													
			産業廃棄物・特別管理産業廃棄物発生量 (t/年) ①	自己直接再生利用料 (t/年) ②	自己直接埋立処分又は海洋投入量 (t/年) ③	自己中間処理量 (t/年) ④	自己中間処理残さ量 (t/年) ⑥	自己中間処理後、再生利用量 (t/年) ⑧	自己中間処理後立処分又は海洋投入量 (t/年) ⑨	委託処分量		再生利用業者への処理委託量 (t/年) ⑫	熱回収認定業者への処理委託量 (t/年) ⑬	⑬以外の熱回収業者への処理委託量 (t/年) ⑭		
										直接及び自己処理後処理委託量 (t/年) ⑩	⑩のうち優良認定業者処理委託量 (t/年) ⑪					
No.																
①	強アルカリ(有害)	41.780	45.370	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	45.370	45.370	45.370	0.000	0.000	0.000	0.000
②	強酸	37.614	40.850	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	40.850	40.850	40.850	0.000	0.000	0.000	0.000
③	汚泥(有害)	1.106	1.200	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.200	1.200	1.200	0.000	0.000	0.000	0.000
④	感染性廃棄物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
⑤	引火性廃油	0.039	0.040	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.040	0.040	0.040	0.000	0.000	0.000	0.000
合 計		80.539	87.460	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	87.460	87.460	87.460	0.000	0.000	87.460	0.000

【排出量の増加理由】

・令和7年度_生産高計画値の前年度実績比率を、排出量計画値へ反映させた。